

利用者負担額等について（答申）
（案）

令和〇年〇月〇日

羽村市子ども・子育て会議

利用者負担額等について（答申）

令和5年9月13日付、羽子子発第6957号をもって貴職から諮問された標記の件について、慎重に審議を行った結果、諮問事項について結論を得たので、ここに答申する。

令和〇年〇月〇日

羽村市長 橋本 弘山 様

羽村市子ども・子育て会議

会 長	近 藤	弘
副会長	市 野	繁 子
委 員	阿 部	光 子
	池 田	文 子
	市 川	晃 司
	勝 山	智 現
	下 田	明 子
	滝 島	由 美
	竹 中	雪 与
	成 田	炳 博
	藤 井	杏 子
	（～令和5年12月）	
	半 澤	文 子
	（令和6年1月～）	
	松 尾	紀 子
	村 井	未 帆
	宮 川	夏 実
	渡 邊	智 美
	（五十音順）	

目次

はじめに	1
1 子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額について	2
(1) 現状	2
(2) 審議経過	2
(3) 結論	3
2 学童クラブ育成料について	4
(1) 現状	4
(2) 審議経過	4
(3) 結論	4
3 付帯意見	6
資料編	7
1 諮問書	8
2 子ども・子育て会議委員名簿	9
3 子ども・子育て会議の審議経過	10
4 主な検討資料	11
(1) 利用者負担額関係	11
(2) 学童クラブ育成料関係	17

はじめに

令和5年4月に施行されたこども基本法では、こどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととされており、今後、こどもに関する取組や政策が、我が国の真ん中に据えられ、強力に進んでいくことが想定される。

羽村市子ども・子育て会議は、羽村市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市長の付属機関として平成25年8月に設置され、以来、子ども・子育て支援事業計画の策定、計画事業の点検・評価、教育・保育施設の利用定員の設定など、市が実施する子ども・子育て支援に関する施策の重要事項について調査、審議を行ってきた。

平成27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度では、幼児教育・保育に係る利用者負担額は、国が定める基準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされており、現行の利用者負担額は、令和元年7月に市長から受けた諮問に対する当会議からの答申を踏まえ、市が定めたものである。

また、学童クラブ育成料についても当会議からの答申を踏まえ、従前の額を据え置くと市が定めたものである。

この度、改めて、子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額及び学童クラブ育成料について市長から諮問を受けたところ、当会議では、利用者負担額等に係る現状、負担水準、コスト比較などの市から提示された資料をもとに、公平で中立な立場から慎重に審議を進め、後述のとおり結論を得た。

1 子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額について

(1) 現状

令和元年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化により、保育園等を利用する3歳から5歳までの全てのこどもたちの利用料が無償化された。

また、令和5年10月に東京都が保育園等を利用する0歳から2歳の第二子以降の無償化を開始した。これにより、利用者負担額が発生するのは、0歳から2歳の第一子のみとなっている。

市の利用者負担額は、令和2年4月に従前の負担水準の維持を基本に一部の階層における間差を平準化するとともに、算定基準を所得税から市民税に切り替える等の見直しを行っている。

多摩地域における比較においては、市は国が定める基準に対する利用者負担割合や利用者負担額の最高額などで、低い水準に位置している。

(2) 審議経過

0歳から2歳の第一子の利用者負担額について審議を行うこととし、審議にあたっては、現状を踏まえ、適正な負担水準や妊娠・出産の希望を叶える視点を持ち、利用者への影響、市の財政状況等を総合的に勘案しながら検討を行った。また、保育現場で働く保育士の処遇改善など、保育の質の向上を図る視点を考慮しつつ、3つの方向性（①国が定める基準に対する利用者負担割合を50%とする利用者負担額の改定②利用者負担の適正化を踏まえた階層区分の見直しと利用者負担額の改定③現行の利用者負担額の据え置き）について慎重に検討を行った。

(3) 結論

現行の利用者負担額を据え置くことが適当である。

【理由】

多摩地域における利用者負担割合や利用者負担額の水準の低さや、市の財政状況等を考慮すると、利用者負担割合の引き上げを行うべきとの意見も出されたが、従前の3歳から5歳に加えて、今般、東京都が開始した無償化により、0歳から2歳の第二子以降の利用者負担額も無償となる中で、0歳から2歳の第一子のみ負担割合を引き上げることは、受益者負担の公平性の観点から利用者の理解を得ることは難しい。

また、国や東京都では、施策の方向性として、子育て家庭の経済的な不安定さや仕事と子育ての両立の難しさなどの様々な要因が複雑に絡み合う状況を踏まえ、若者・子育て世代の経済的負担軽減に取り組んでいる。

以上のことを総合的に勘案すると、利用者負担額を引き上げる合理性は低いと考えられることから、当会議では、現行の負担水準を維持することが適当と判断した。

2 学童クラブ育成料について

(1) 現状

羽村市が事業主として実施している 12 の公立学童クラブは、市が利用者負担を育成料として定め、保護者からは月額 4,000 円を徴収している。

育成料は、世帯収入等の状況や同一世帯で 2 人以上の児童が入所している場合は減額・免除を行っている。なお、現行の育成料は、平成 11 年に設定して以来改定を行っていない。

加えて、延長時間に学童クラブを利用した場合の延長育成料やおやつ代の実費を徴収している。

多摩地域における比較において、月額育成料は、2 番目に低く、一番高い自治体と比較すると 5,000 円の差となっている。

(2) 審議経過

学童クラブの育成料について、審議にあたっては適正な負担水準や質の向上、妊娠・出産の希望を叶える視点を持ち、利用者への影響と市の財政状況等を総合的に勘案しながら、2 つの方向性（①利用者負担の適正化を踏まえた階層区分の導入と利用者負担額の改定②現行の利用者負担額の据え置き）について慎重に検討を行った。

(3) 結論

現時点では学童クラブ育成料の額を据え置くことが適当であるが、今後の学童クラブ事業の充実に伴い、育成料を改定することが望ましい。なお、改定にあたっては育成料を見直すとともに、所得に応じたきめ細やかな負担階層の設定について検討すべきである。

【理由】

会議では、学童クラブ事業の質の更なる向上を図るためには育成料を引き上げても良いのではないかとの意見も出された。

しかし、国や東京都では、子育て家庭の経済的な不安定さや仕事と子育ての両立の難しさなどの様々な要因が複雑に絡み合う状況を踏まえ、若者・子育て世代の経済的負担軽減に取り組んでいることから、現行の育成料を据え置くことが適当と判断した。

一方で、学童クラブ事業については、人材の確保や育成の質の向上を目的とした運営の委託化、高学年児童の受け入れ、施設環境の改善など、今後、運営面の充実を図ることが重要となる。運営面を充実させるためには、委託費、人件費、施設修繕費などの追加コストが発生することは避けられない。運営面の充実のために必要なコストや適切な利用者負担割合を考慮したうえで、サービスの充実と受益者負担の適正化を並行して行い、事業運営の持続性を高めていくことは重要である。

以上のことから、現在の育成料を据え置きとしながらも、今後の学童クラブ事業の充実に伴い、育成料を見直すことが望ましいと判断した。また、見直しを行う際は、受益者負担の公平性の観点から応能負担とすることについて検討すべきである。

3 付帯意見

今回の答申では、受益と負担の公平性や妊娠・出産の希望を叶える視点から現在の利用者負担割合について、一定の妥当性が判断できたことから、利用者負担額、学童クラブの育成料ともに現行の負担水準を維持することが適当との結論を導き出したところである。

しかし、今後の子ども・子育てを取り巻く環境は著しく変化することが予想されることから、社会・経済情勢を的確に捉えていくことが必要である。市においては、利用者負担割合の低水準をアピールすることで、妊娠・出産の希望を叶えることを後押しするとともに、今後の利用者負担割合を注視し、子ども・子育て施策を総合的・計画的に推進する必要がある。

また、子どもに関するサービスを実施する中で、最も重要なのは幼稚園・保育園・学童クラブ等の現場である。保育や育成の質の向上を図るために、最前線で働く職員に対する配慮を行う視点を大切にすることが求められる。

こうした意見を考慮し、社会情勢や子ども・子育て世帯の取り巻く環境の変化を適時適切に捉え、3～5年程度の一定期間毎に、継続して利用者負担額等の検証を行う必要がある旨、意見を付すものである。

資料編

1	諮問書	8
2	子ども・子育て会議委員名簿	9
3	子ども・子育て会議の審議経過	10
4	主な検討資料	11
	(1) 利用者負担額関係	11
	①現在の保育料基準額表	
	②多摩 26 市における利用者負担額の国基準額に対する徴収割合	
	③保育料の考え方について	
	④幼児教育・保育の無償化について	
	⑤私立保育園運営費負担内訳推移	
	⑥保育委託料の推移	
	⑦施設型給付費の科目別内訳推移	
	⑧羽村市の保育サービスの利用状況	
	⑨他市の状況	
	⑩検証の方向性	
	⑪検証の反映時期	
	(2) 学童クラブ育成料関係	17
	①放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）の現状（全国）	
	②羽村市における学童クラブ事業の利用者負担割合	
	③羽村市の学童クラブ育成料と登録児童数の推移	
	④多摩 26 市における学童クラブ育成料の状況	
	⑤コスト計算書（令和 3 年度）	
	⑥コスト計算書（令和 4 年度）	
	⑦羽村市の決算状況の推移	
	⑧他市の状況	
	⑨羽村市の状況	
	⑩羽村市における学童クラブのコスト状況	
	⑪検証の方向性	
	⑫検証の反映時期	

1 諮問書

羽子子発第6957号
令和5年9月13日

羽村市子ども・子育て会議 会長 殿

羽村市長 橋本弘山



利用者負担額等について（諮問）

羽村市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第26号）第2条の規定に基づき、
下記事項について諮問します。

記

- 1 子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額について
- 2 学童クラブ育成料について

2 羽村市子ども・子育て会議委員名簿

	構成	所属等	氏名	備考
1	知識経験者	立教大学 名誉教授	近藤 弘	
2		駒沢女子短期大学 教授	市野 繁子	
3	市内教育施設の 代表者	羽村市私立幼稚園協会 五ノ神幼稚園 園長	池田 文子	
4		羽村市立小学校校長会 羽村市立富士見小学校 校長	市川 晃司	
5	市内保育施設の 代表者	羽村私立保育園協議会 チューリップ保育園 園長	渡邊 智美	
6		株式会社みらい 代表取締役	松尾 紀子	
7	子どもの保護者	市立幼稚園保護者の代表者 ルーテル羽村幼稚園保護者会	藤井 杏子	任期：～R5.12
		私立幼稚園保護者の代表者 さかえ幼稚園保護者会	半澤 文子	任期：R6.1～
8		私立保育園保護者の代表者 まつの木保育園保護者会	勝山 智現	
9	公共的団体の 代表者	羽村市社会福祉協議会事務局	村井 未帆	
10		羽村市民生児童委員協議会 子育て支援部会 会長	下田 明子	
11		東京都立川児童相談所 所長	竹中 雪与	
12	市内事業所の 代表者	日野自動車株式会社羽村工場	阿部 光子	
13		丸順商事有限会社	成田 炳博	
14	市民公募委員	公募	滝島 由美	
15		公募	宮川 夏実	

3 子ども・子育て会議の審議経過（利用者負担額等の諮問に関する審議経過）

開催日	審議内容
令和5年9月13日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・利用者負担額等の概要説明
令和5年10月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担額(保育料)の現状
令和5年12月19日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブ育成料の現状
令和6年1月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担額(保育料)の方向性について審議 ・学童クラブ育成料の方向性について審議
令和6年3月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申書(案)について検討
令和6年5月〇〇日(〇)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申書(案)について検討
令和6年〇月〇〇日(〇)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申書を市長に提出

4 主な検討資料

(1) 利用者負担額関係

①現在の保育料基準額表

(単位：円)

階層 区分	定 義	0歳クラス～2歳クラス			
		保育標準時間		保育短時間	
		第1子	第2子	第1子	第2子
A階層	生活保護世帯等	0	0	0	0
B階層	A階層を除き市区町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C階層	市区町村民税のうち均等割のみの世帯	3,800	1,900	3,700	1,850
	うち、ひとり親世帯等	1,900	0	1,850	0
D階層	1 市民税所得割額が15,000円未満の世帯	5,200	2,600	5,100	2,550
	うち、ひとり親世帯等	2,600	0	2,550	0
	2 // 15,000円以上29,100円未満の世帯	6,400	3,200	6,200	3,100
	うち、ひとり親世帯等	3,200	0	3,100	0
	3 // 29,100円以上39,000円未満の世帯	7,600	3,800	7,400	3,700
	うち、ひとり親世帯等	3,800	0	3,700	0
	4 // 39,000円以上48,600円未満の世帯	8,800	4,400	8,600	4,300
	うち、ひとり親世帯等	4,400	0	4,300	0
	5 // 48,600円以上57,700円未満の世帯	10,200	5,100	10,000	5,000
	うち、ひとり親世帯等	5,100	0	5,000	0
	6 // 57,700円以上69,200円未満の世帯	11,800	5,900	11,500	5,750
	うち、ひとり親世帯等	5,900	0	5,750	0
	7 // 69,200円以上77,101円未満の世帯	13,400	6,700	13,100	6,550
	うち、ひとり親世帯等	6,700	0	6,550	0
	8 // 77,101円以上87,000円未満の世帯	15,000	7,500	14,700	7,350
	9 // 87,000円以上97,000円未満の世帯	16,800	8,400	16,500	8,250
	10 // 97,000円以上109,100円未満の世帯	18,600	9,300	18,200	9,100
	11 // 109,100円以上126,800円未満の世帯	20,800	10,400	20,400	10,200
	12 // 126,800円以上148,000円未満の世帯	23,000	11,500	22,600	11,300
	13 // 148,000円以上169,000円未満の世帯	25,200	12,600	24,700	12,350
	14 // 169,000円以上193,000円未満の世帯	27,400	13,700	26,900	13,450
	15 // 193,000円以上219,000円未満の世帯	29,600	14,800	29,000	14,500
16 // 219,000円以上245,000円未満の世帯	31,800	15,900	31,200	15,600	
17 // 245,000円以上272,000円未満の世帯	34,000	17,000	33,400	16,700	
18 // 272,000円以上301,000円未満の世帯	36,200	18,100	35,500	17,750	
19 // 301,000円以上350,000円未満の世帯	38,400	19,200	37,700	18,850	
20 // 350,000円以上397,000円未満の世帯	40,600	20,300	39,900	19,950	
21 // 397,000円以上500,000円未満の世帯	42,800	21,400	42,000	21,000	
22 // 500,000円以上の世帯	45,000	22,500	44,200	22,100	

②多摩26市における利用者負担額の国基準額に対する徴収割合

番号	市名	令和3年度	
		%	順位
1	八王子	38.0	2
2	立川	41.4	5
3	武蔵野	45.9	15
4	三鷹	49.4	19
5	青梅	52.4	23
6	府中	44.6	11
7	昭島	52.0	22
8	調布	43.1	7
9	町田	49.3	18
10	小金井	54.8	25
11	小平	49.6	20
12	日野	43.6	9
13	東村山	39.1	3
14	国分寺	45.7	14
15	国立	50.9	21
16	福生	39.9	4
17	狛江	54.0	24
18	東大和	45.5	13
19	清瀬	47.6	17
20	東久留米	47.4	16
21	武蔵村山	42.2	6
22	多摩	43.3	8
23	稲城	44.6	12
24	羽村	37.4	1
25	あきる野	43.8	10
26	西東京	54.9	26

出典:令和4年度26市状況調査(令和3年度実績)

③保育料の考え方について

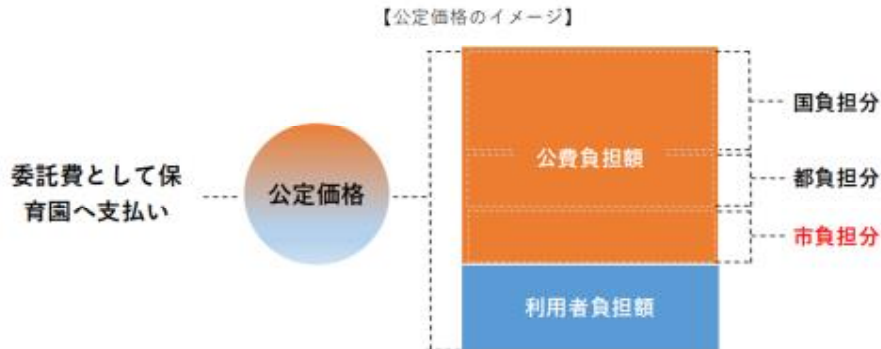
利用者負担額（保育料）の考え方について

保育園等の運営にあっても、保育士や調理員等の人件費、園舎の維持管理費、光熱水費などの費用がかかります。その運営に関する経費は、国・東京都・羽村市の負担金と保護者からの保育料により運営しています。

子ども・子育て支援新制度では、市町村の確認を受けた施設・事業に対して、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）を元に財政支援を保障しています。

公定価格は子ども一人当たり単価として設定されており、「子どもの区分」「定員数」「年齢」「施設の所在地（地域区分）」を勘案し、人件費・事業費・管理費などが各々どの程度必要かを評価しています。

公費負担額部分については、国・東京都・羽村市で負担しています。



④幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から3歳児クラス以上の児童は幼児教育・保育の無償化に伴い保育料が無償となりました。また、同一世帯の複数の子どもが保育所等を利用する場合や第2子が2歳以下であれば半額、第3子は無料となります。さらに、ひとり親世帯は利用者負担の軽減措置があります。

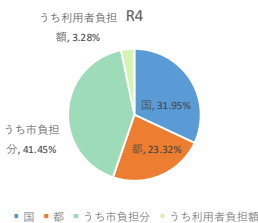
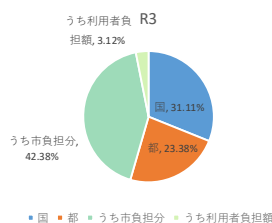
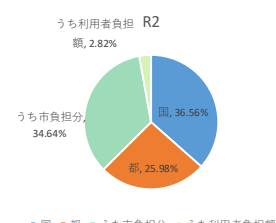
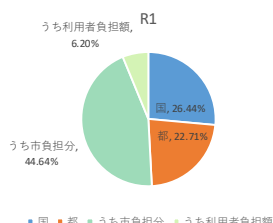
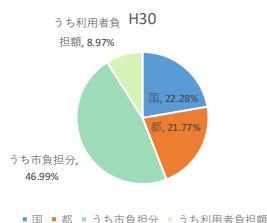
また、令和5年10月からは0から2歳までの第2子以降の保育料が無償化されます。

【多子世帯の利用者負担の軽減措置イメージ】



⑤私立保育園運営費負担内訳推移

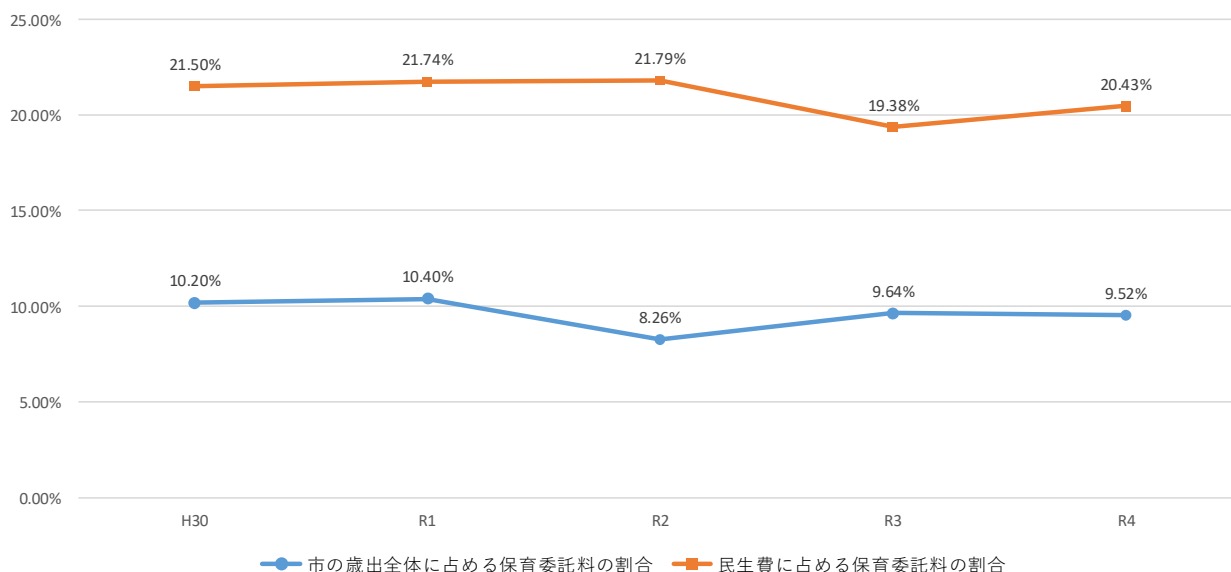
年度		国	都	市	市		合計	年間延べ 在籍児童数	児童一人当たり 運営費
					うち市負担分	うち利用者負担額			
H30	金額	514,631,986円	502,967,322円	1,292,634,199円	1,085,477,649円	207,156,550円	2,310,233,507円	15,101人	152,985円
	割合	22.28%	21.77%		46.99%	8.97%	100%		
R1	金額	618,184,723円	531,038,717円	1,188,889,339円	1,043,844,549円	145,044,790円	2,338,112,779円	15,739人	148,555円
	割合	26.44%	22.71%		44.64%	6.20%	100%		
R2	金額	863,042,874円	613,441,097円	884,277,007円	817,707,927円	66,569,080円	2,360,760,978円	15,600人	151,331円
	割合	36.56%	25.98%		34.64%	2.82%	100%		
R3	金額	753,470,623円	566,306,917円	1,101,908,623円	1,026,353,223円	75,555,400円	2,421,686,163円	15,791人	153,359円
	割合	31.11%	23.38%		42.38%	3.12%	100%		
R4	金額	773,032,627円	564,176,571円	1,082,268,402円	1,002,940,952円	79,327,450円	2,419,477,600円	15,757人	153,549円
	割合	31.95%	23.32%		41.45%	3.28%	100%		



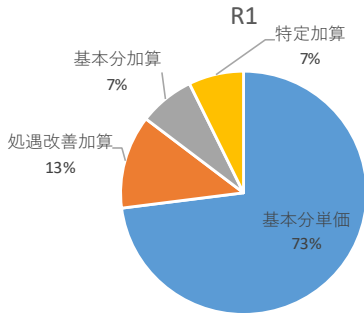
⑥保育委託料の推移

年度	歳出総額	民生費	私立保育園保育委託料	歳出総額に占める 保育委託料の割合	民生費に占める 保育委託料の割合
H30	22,641,727,076円	10,746,976,378円	2,310,233,507円	10.20%	21.50%
R1	22,486,224,874円	10,752,916,650円	2,338,112,779円	10.40%	21.74%
R2	28,790,129,273円	10,916,045,833円	2,378,074,328円	8.26%	21.79%
R3	25,123,020,191円	12,494,882,328円	2,421,686,163円	9.64%	19.38%
R4	25,418,991,554円	11,841,512,103円	2,419,477,600円	9.52%	20.43%

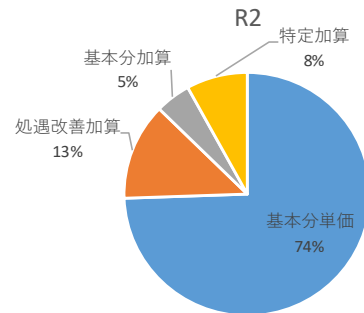
保育委託料の推移



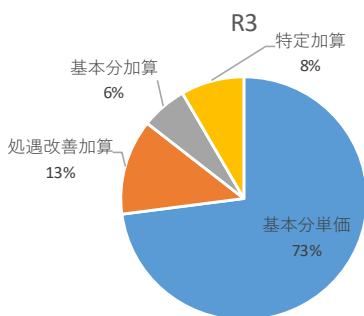
⑦施設型給付費の科目別内訳推移



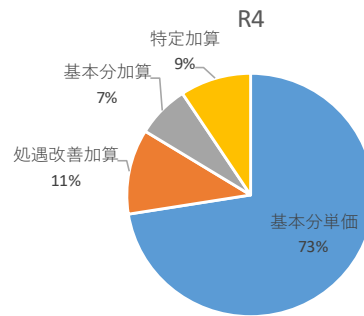
■ 基本分単価 ■ 処遇改善加算 ■ 基本分加算 ■ 特定加算



■ 基本分単価 ■ 処遇改善加算 ■ 基本分加算 ■ 特定加算



■ 基本分単価 ■ 処遇改善加算 ■ 基本分加算 ■ 特定加算



■ 基本分単価 ■ 処遇改善加算 ■ 基本分加算 ■ 特定加算

基本分単価…地域や年齢、施設の定員などによって定められた、受け入れ児童一人当たりで支払われる費用

処遇改善加算…技能や経験に応じて支払われる加算項目、この加算分については全額職員の人件費へ充てる必要がある

基本分加算…休日・夜間保育の実施や、保育士の手厚い配置などの保育部分に対して支払われる加算

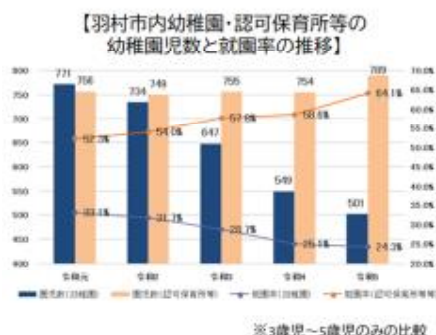
特定加算…事務職員の配置や除雪・降灰除去、小学校との接続事業の実施などの保育部分以外に対して支払われる加算

⑧羽村市の保育サービスの利用状況

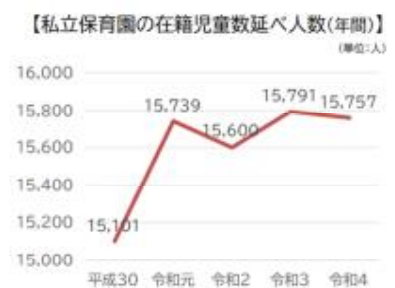
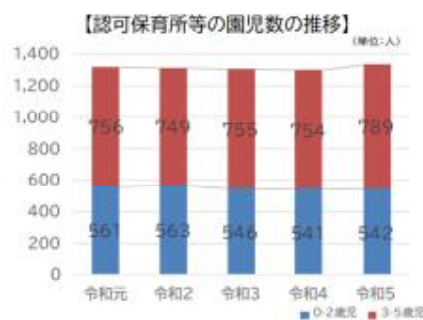
羽村市の私立保育園の登録人数(各年5月1日現在)の近年5ヵ年を比較すると、令和5年がピークであり、1,331人(3歳～5歳:789人)となっています。また、就園率についても、令和5年がピークであり、64.1%となっています。

幼稚園については、園児数、就園率ともに減少傾向となっています。

市内における就学前人口は減少しているものの、就労する保護者が増えたことなどにより、認可保育所等における就園率は上昇しており、保育ニーズがあることがうかがえます。



※3歳児～5歳児のみの比較



⑨他市の状況

国が定める水準を上限として市町村が定めることとされており、羽村市においても、国が定める基準を上限に、所得(市民税所得割額)に応じて25階層(0円~45,000円)に分けて保育料を定めています。

羽村市における、国の上限額に対する利用者負担の割合は、令和3年度実績で37.4%となっており、多摩26市の中で一番低い水準となっています。

なお、多摩26市の平均は46.2%であり、割合が高い自治体は50%を超えている状況です。

また、多摩地域における保育料最高額の平均額は56,981円、階層の平均は25.3階層となっています。

【階層】			【保育料】			【国基準額に対する利用者負担割合】		
多い自治体			低い自治体			高い自治体		
自治体名	割合		自治体名	割合		自治体名	割合	
1 府 中	34		1 あきる野	43,300		1 西 東 京	73,200	
2 清 瀬	31		2 日 野	44,800		2 武 蔵 野	71,000	
3 三 鷹 / 調 布	30		3 羽 村	45,000		3 小 金 井	69,800	
少ない自治体			4 福 生	47,000		4 三 鷹	69,600	
1 東 大 和	16		5 武 蔵 村 山	47,100		5 府 中	64,000	
2 昭 島	18							
3 青 梅 / 武 蔵 村 山	19							

出典: 令和5年度東京都民間保育園に対する区市町村の助成状況一覧 (一般社団法人 東京都民間保育園協会 令和5年度)

【国基準額に対する利用者負担割合】		
低い自治体		
自治体名	割合	
1 羽 村	37.4	
2 八 王 子	38.0	
3 東 村 山	39.1	
4 福 生	39.9	
5 立 川	41.4	

出典: 令和4年度26市状況調査(令和3年度実績)

⑩検証の方向性

方向性①

国基準額の50%

利用者負担額(保育料)は、子ども・子育て支援法において、国が定める水準を上限として市町村が定めることとされている。

多摩地域の自治体の多くが、保育料改定に対する基本方針等において、国基準に対する利用者負担の割合の設定を50%~60%としていることから、国基準額の50%を目的に保育料を設定する。

方向性②

利用者負担の適正化

②-1 階層区分の見直し

国の基準額の階層区分、8階層に対し、羽村市は25階層という状況である。階層別の人数や負担の割合を見直すことで、より適正な負担割合となるようにする。

②-2 保育料の改定

保育所を運営するために必要な経費は増大している。現在の社会状況を鑑み、上昇分を利用者に負担にいただくことで、適切な利用者負担割合とする。

方向性③

現在の保育料の据え置き

日本社会のトレンドとして、保育料、私立高校授業料、大学授業料の無償化など、少子化対策の観点から、子育て世帯の負担を軽減する方向性である。

運営費が増加する中で、羽村市の保育料は国基準に対する利用者負担割合が低い状況ではあるが、国や東京都、他自治体の状況を踏まえ、現在の保育料と階層を据え置き、現状と変わらない保育料とする。

⑪検証の反映時期

検証反映時期

令和7年度

【スケジュール(予定)】

区 分	令和5年度						令和6年度													
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
子ども・子育て会議	2	3		4	5		6		1	2	3		4	5		6				
利用者負担等	諮問	★諮問																		
	利用者負担額(保育料)案の検討						●													
	答申及び答申案の検討																			★答申
	市の方針決定																			★決定
	例規改正 ※必要に応じて																			
市民周知 ※必要に応じて																				

検証結果反映

(2) 学童クラブ育成料関係

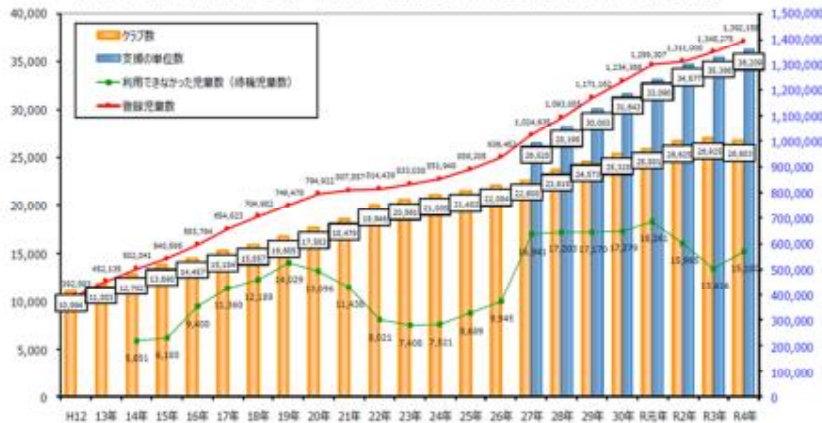
①放課後児童健全育成事業(学童クラブ事業)の現状(全国)

放課後児童健全育成事業(学童クラブ事業)の現状【全国】

全国の放課後児童クラブの登録児童数及び支援の単位数は年々増加傾向にあり、登録児童数は、対前年比43,883人増の1,392,158人。支援の単位数は、対前年811支援増の36,209支援であり、クラブ数は、対前年比242か所減(※)の26,683か所となっています。また、利用できなかった児童数(待機児童数)は、対前年比1,764人増加し、15,180人となっています。

※クラブ数減少の大きな要因は、昨年度まで支援の単位数をクラブ数として報告していた自治体があり、当該自治体はその是正を行ったため。

【クラブ数、支援の単位数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



出典：令和4年放課後児童健全育成事業の実施状況(厚生労働省調査)5月1日

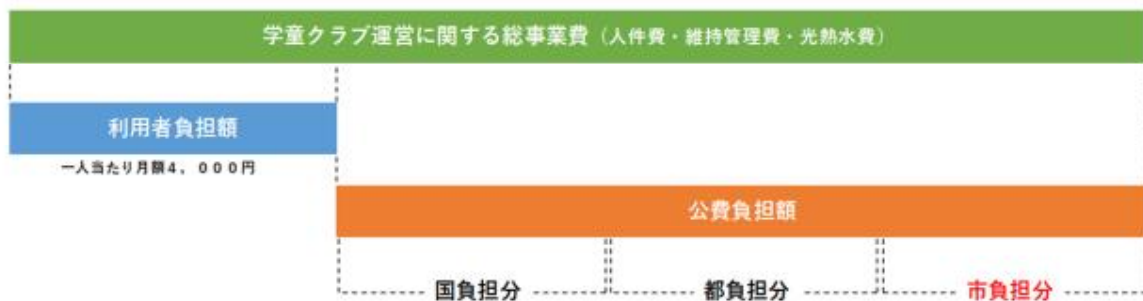
②羽村市における学童クラブ事業の利用者負担割合

羽村市における学童クラブ事業の利用者負担割合

羽村市の学童クラブはすべて市が直接運営を行っています。学童クラブを運営するためには、放課後児童支援員(会計年度任用職員)等の人件費、施設の維持管理費、光熱水費などの費用がかかります。その運営に関する経費は、国・東京都・羽村市の負担金と保護者からの育成料により運営しています。

現在、羽村市の学童クラブ育成料は、一人当たり月額4,000円としています。

【学童クラブ費用負担のイメージ】



③羽村市の学童クラブ育成料と登録児童数の推移

年度	育成料(月額)	クラブ数	月平均 登録児童数	一日平均 登所児童数
平成 11 年	4,000 円 (2子以降は 2,500 円)	7	314	191
平成 12 年	4,000 円	8	317	173
平成 13 年	4,000 円	8	357	212
平成 14 年	4,000 円	8	380	230
平成 15 年	4,000 円	8	399	244
平成 16 年	4,000 円	8	419	259
平成 17 年	4,000 円	8	458	263
平成 18 年	4,000 円	9	494	315
平成 19 年	4,000 円	9	534	340
平成 20 年	4,000 円	9	560	352
平成 21 年	4,000 円	9	569	352
平成 22 年	4,000 円	11	581	357
平成 23 年	4,000 円	12	604	370
平成 24 年	4,000 円	12	540	325
平成 25 年	4,000 円	12	516	302
平成 26 年	4,000 円	12	558	327
平成 27 年	4,000 円	12	554	317
平成 28 年	4,000 円	12	623	361
平成 29 年	4,000 円 (延長定期利用 1,500 円) (一時利用 200 円/回)	12	583	332
平成 30 年	4,000 円	12	586	312
令和元年度	4,000 円	12	577	333
令和 2 年度	4,000 円	12	587	290
令和 3 年度	4,000 円	12	549	296
令和 4 年度	4,000 円	12	586	312

④多摩 26 市における学童クラブ育成料の状況

市町村名	基準育成料 ※最高額	順位1 (降順)	順位2 (昇順)	育成料の状況	延長料金等の状況
あきる野市	3,000	26	1	育成料 月額 3,000円	延長育成料 18:00~18:30 月額 1,000円 日額 100円 18:00~19:00 月額 2,000円 日額 200円
羽村市	4,000	22	2	育成料 月額4,000円 最年少の児童を除く児童一人につき月額2,500円	延長育成料 月1,500円 一時延長 一回200円
立川市	4,000	22	2	学童保育所保育料 月額4,000円・2人目以降は2,500円	延長保育料・月2,000円、一時利用 1回500円
福生市	4,000	22	2	育成料 月額4,000円	延長育成料 8:00~8:30 一時利用300円(30分あたり) 定期利用 春休み、冬休み500円 夏休み 1,500円 18:00~19:00 一時利用300円(30分あたり)、定期利用2,000円(月額)
狛江市	4,000	22	2	(学童保育所保育料) 月額 4,000円 (放課後クラブ間食費等負担金) 月額 3,000円 (小学生クラブ育成料) 月額 5,000円 延長 3,000円/月、500円/1日 (こどもクラブ育成料) 月額 5,000円 延長 5,000円/月、600円/1日	
昭島市	4,500	20	6	学童クラブ育成料 月額 4,500円	延長育成料 日額 100円(30分単位) 200円(60分単位) 月額 1,000円(18時30分まで) 2,000円(19時まで)
東大和市	4,500	20	6	学童保育所保育料 月額4,500円(2人目以降2,000円)	延長育成料 月額2,500円(2人目以降月額1,500円) 1日利用500円
青梅市	5,000	16	8	学童保育所保育料 月額 5,000円	学童保育所延長育成料 日額 100円(30分毎) 月額1 1,000円(18時半まで) 月額2 2,000円(19時まで)
府中市	5,000	16	8	【公設公営・公設民営】『育成料』 月額 5,000円 【民設民営】『利用料』300円(30分につき)	
調布市	5,000	16	8	学童クラブ育成料 月額5,000円	延長使用料(18時~19時) 30分200円 障害児等送迎事業利用料 1回200円
清瀬市	5,000	16	8	育成料 月額5,000円	延長育成料(公設民営のみ) 月額 1,800円 日額 350円
稲城市	5,200	15	12	育成料 月額5,200円	
東村山市	5,500	14	13	児童クラブ費 1人 月額5,500円 同一世帯で2人以上在籍の場合、2人目以降月額3,500円 生活保護受給世帯、市民税非課税世帯等は0円	
三鷹市	6,000	11	14	学童保育所保育料 月額6,000円	学童保育所延長育成料 30分200円
日野市	6,000	11	14	学童クラブ費 月額6,000円	延長育成料 午後6時半まで 月額 1,500円 午後7時まで 月額 2,500円
西東京市	6,000	11	14	育成料 月額6,000円 2人目以降は半額	
国立市	6,500	9	17	育成料 月額 6,500円、5,000円、3,500円、2,500円、 無料(生活保護世帯、市都民税非課税世帯等) ※2人目以降の児童は約半額	【延長育成料】 8:00~8:30 春休み、冬休み 月額500円 夏休み 2,000円 18:00~19:00 月額2,500円
武蔵村山市	6,500	9	17	育成料 月額6,500円	
東久留米市	6,600	8	19	学童保育所費 月額6,600円	学童保育所延長育成料 月額 2,000円 日額 400円
八王子市	7,000	5	20	・学童保育所保育料 月額7,000円 同時入所の2人目以降4,500円	・延長保育料(各学童にて設定。下記は上限。) <月を単位とした利用> 2,000円~3,000円 <日を単位とした利用> 200円~500円 <小学校の休業期間を単位とした利用> 夏季 8:00~8:30 1,500円 冬・春季 8:00~8:30 500円
小平市	7,000	5	20	学童クラブ費 月額7,000円	延長保育利用料金 月単位 1月あたり 3,000円 日単位 1時間あたり800円
多摩市	7,000	5	20	学童クラブ費 月額7,000円	学童クラブ延長育成料 月利用 月額 2,500円 一時利用 一回 500円
国分寺市	7,500	4	23	学童クラブ費 月額2,500円~7,500円 生活保護世帯、非課税世帯は0円	
武蔵野市	8,000	3	24	学童クラブ育成料 月額8,000円(同時入会2子目以降6,000円)	学童クラブ延長育成料 月単位での利用 月額2,000円 日単位での利用 日額500円
町田市	9,000	1	25	育成料 月額9,000円	特別育成料(延長分) 日額 500円(1日単位) 月額 2,000円
小金井市	9,000	1	25	育成料 月額9,000円、7,000円、5,000円、3,000円、無 料	

出典:令和4年度 東京都各市町村学童クラブ等実施状況(令和4年10月)

⑤コスト計算書(令和3年度)

名称: R3年度 学童クラブ育成料

区 分		単位:円	
		運営に要する経費	維持管理に要する経費
人件費	職員人件費	7,347,000	
	報酬	91,501,135	
	期末手当	9,724,950	
	小 計	108,573,085	0
物件費	賃金		
	旅費	8,096	
	需用費	1,348,684	4,679,065
	役務費	1,326,511	106,970
	委託料	60,564	907,057
	使用料・賃借料	136,414	5,153,232
	原材料費		60,509
	備品購入費	77,880	7,480
	その他		
	小 計	2,958,149	10,914,313
維持補修費	施設修繕料		
	工事請負費		
	その他		
	小 計	0	0
補助費等	役務費		
	負担金・補助交付金		
	その他		
	小 計	0	0
年間コスト		104,184,234	10,914,313
		115,098,547	

*職員人件費は、担当係長年間給与40%+担当職員年間給与90%を表記

*維持管理に要する経費の需用費の額は建設改良費61,600円除く

*年間コスト合計額は、担当職員分8,585,000円、建設改良費61,600円を除く

月平均利用者数	550
	年額 月額
1人あたりコスト	歳出総額試算 209,270 17,439

*個人月額コスト比較

(単位:円)

区分	1人あたり コスト	利用者負担分(手数料)		公費負担分(補助金含む)	
		金額	負担率	金額	負担率
	A	B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
歳出総額試算	17,439	4,000	22.9%	13,439	77.1%
歳出総額試算 *延長歳入加算	17,439	4,193	24.0%	13,246	76.0%

1,276,100(延長育成料)/550人/12ヵ月=193円

利用者負担分(手数料)		利用者負担分(手数料)		利用者負担分(手数料)	
金額	負担率	金額	負担率	金額	負担率
B	C=B/A(%)	B	C=B/A(%)	B	C=B/A(%)
3,000	17.2%	5,000	28.7%	6,000	34.4%
3,193	18.3%	5,193	29.8%	6,193	35.5%

公費負担内訳	市	国	都
負担率	F=D*1/3	F=D*1/3	F=D*1/3
金額	4,480	4,480	4,480
	5,246	4,000	4,000

*総額コスト比較

(単位:円)

区分	コスト	利用者負担分(手数料)		公費負担分(補助金含む)	
		金額	負担率	金額	負担率
	A(※1)	B(※2)	C=B/A(%) (※3)	D=A-B	E=D/A(%)
歳出総額試算	115,098,547	23,491,000	20.4%	91,607,547	79.6%

※1 子ども子育て支援交付金の実績報告は建設改良費を含んで提出している。

※2 現年分の育成料のみの金額(延長育成料、過年度分は含まない)

※3 減免世帯がいるため、個人月額コストの負担率より下がる(年度末の減免世帯39世帯)

公費負担内訳	市	国	都
負担率	F=D*1/3	F=D*1/3	F=D*1/3
金額	30,537,547	30,535,000	30,535,000

⑥コスト計算書(令和4年度)

名称: R4年度 学童クラブ育成料

区 分		単位:円	
		運営に要する経費費	維持管理に要する経費
人件費	職員人件費	7,722,000	
	報酬	101,411,896	
	期末手当	9,602,640	
	小 計	118,736,536	0
物件費	報償費	20,000	
	旅費	26,418	
	需用費	1,475,021	3,665,758
	役務費	1,449,406	106,970
	委託料	51,187	986,137
	使用料・賃借料	142,625	5,563,789
	原材料費		84,926
	備品購入費	2,582,844	0
	その他		
	小 計	5,747,501	10,407,580
維持補修費	施設修繕料		
	工事請負費		
	その他		
	小 計	0	0
補助費等	役務費		
	負担金・補助交付金		
	その他		
	小 計	0	0
年間コスト		116,762,037	10,407,580
		127,169,617	

*職員人件費は、担当係長年間給与40%+担当職員年間給与90%を表記

*維持管理に要する経費の需用費の額は建設改良費339,940円除く

*工事請負費3,706,509円、新型コロナウイルス感染症対策関係費用3,452,434円除く

*年間コスト合計額は、担当職員分8,585,000円、建設改良費339,940円、工事請負費

3,706,509円、新型コロナウイルス感染症対策関係費用3,452,434円を除く

月平均利用者数	586
---------	-----

		年額	月額
1人あたりコスト	歳出総額試算	217,013	18,084

*個人月額コスト比較

(単位:円)

区分	1人あたり コスト	利用者負担分(手数料)		公費負担分(補助金含む)	
		金額	負担率	金額	負担率
	A	B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
歳出総額試算	18,084	4,000	22.1%	14,084	77.9%
歳出総額試算 *延長歳入加算	18,084	4,161	23.0%	13,923	77.0%

1,138,300(延長育成料)/586人/12ヵ月=161円

利用者負担分(手数料)		利用者負担分(手数料)		利用者負担分(手数料)	
金額	負担率	金額	負担率	金額	負担率
B	C=B/A(%)	B	C=B/A(%)	B	C=B/A(%)
3,000	16.6%	5,000	27.6%	6,000	33.2%
3,161	17.5%	5,161	28.5%	6,161	34.1%

公費負担内訳	市	国	都
負担率	F=D*1/3	F=D*1/3	F=D*1/3
金額	4,695	4,695	4,695
	5,923	4,000	4,000

*総額コスト比較

(単位:円)

区分	コスト	利用者負担分(手数料)		公費負担分(補助金含む)	
		金額	負担率	金額	負担率
	A ^(※1)	B ^(※2)	C=B/A ^(※3)	D=A-B	E=D/A ^(%)
歳出総額試算	127,169,617	24,245,000	19.1%	102,924,617	80.9%

※1 子ども子育て支援交付金の実績報告は建設改良費を含んで提出している。

※2 現年分の育成料のみの金額(延長育成料、過年度分は含まない)

※3 減免世帯がいるため、個人月額コストの負担率より下がる(年度末の減免世帯48世帯)

公費負担内訳	市	国	都
負担率	F=D*1/3	F=D*1/3	F=D*1/3
金額	33,806,617	34,559,000	34,559,000

⑦羽村市の決算状況の推移

年度	年間コスト	月平均	一人あたりに係る運営経費		利用者負担 (4,000円)	市負担	
	支出額	登録児童	年間	月額	負担率	金額	負担率
平成30年	103,696,666	597	173,696	14,475	27.6%	10,475	72.4%
令和元年	106,769,174	578	184,722	15,393	26.0%	11,393	74.0%
令和2年	113,775,478	587	193,825	16,152	24.8%	12,152	75.2%
令和3年	115,098,547	550	209,270	17,439	22.9%	13,439	77.1%
令和4年	127,169,617	586	217,013	18,084	22.1%	14,084	77.9%

⑧他市の状況

1 年間コスト(決算額)

羽村市	他市の状況(件数)						
	2,000,000,001円以上	2,000,000,000円～ 1,000,000,001円	1,000,000,000円～ 800,000,001円	800,000,000円～ 600,000,001円	600,000,000円～ 400,000,001円	400,000,000円～ 200,000,001円	200,000,000円以下
115,098,547円 (26市中/高い金額から26番目)	1	2	6	4	4	5	3

※年間コストには、建設改良費はふくまない。

2 登録児童数(月平均)

羽村市	他市の状況(件数)						
	5,001人以上	5,000人～ 3,001人	3,000人～ 2,001人	2,000人～ 1,001人	1,000人～ 801人	800人～ 601人	600人以下
550人 (26市中/多い児童数から26番目)	1	1	4	11	3	4	1

3 一人あたりに係る運営経費(年間・月)

年間	他市の状況(件数)					
	600,000円代	500,000円代	400,000円代	300,000円代	200,000円代	100,000円代
209,270円 (26市中/高い金額から24番目)	1	1	9	10	2	2

月	他市の状況(件数)				
	50,000円代	40,000円代	30,000円代	20,000円代	10,000円代
17,439円 (26市中/高い金額から24番目)	1	2	16	3	3

4 月額の利用者負担(育成料・負担率)

育成料	他市の状況(件数)						
羽村市	9,000円代	8,000円代	7,000円代	6,000円代	5,000円代	4,000円代	3,000円代
4,000円 (26市中/高い金額から22番目)	2	1	4	6	6	5	1

負担率	他市の状況(件数)				
羽村市	40%代	30%代	20%代	10%代	10%未満
22.9% (26市中/高い負担率から6番目)	1	2	5	16	1

5 月額の市負担(金額・負担率)

金額	他市の状況(件数)					
羽村市	40,000円代	30,000円代	20,000円代	10,000円代	9,000円代	8,000円代
13,439円 (26市中/高い金額から24番目)	2	5	14	3	0	1

負担率	他市の状況(件数)				
羽村市	90%代	80%代	70%代	60%代	50%未代
77.1% (26市中/高い負担率から21番目)	1	16	6	1	1

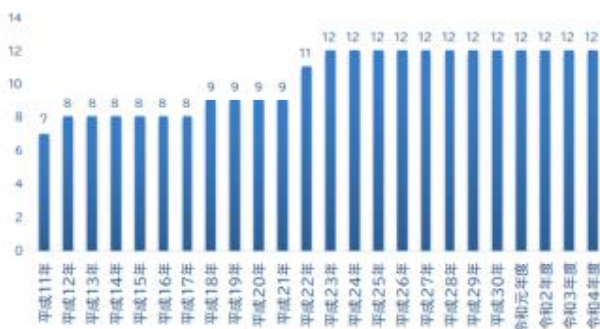
⑨羽村市の状況

羽村市における学童クラブの数は平成23年に12クラブとなり、そこから現在まで変更はありません。

登録児童数、1日平均登所児童数については、平成30年頃からほぼ横ばいの傾向にあり、登録児童数については、620人程度で推移しています。

小学校低学年の児童数は減少傾向にあるものの、学童クラブの入会率は上昇傾向にあり、令和5年度は51%となっており、共働き世帯の増加などによる学童クラブのニーズの高さが伺えます。

【クラブ数の推移】



【登録児童数と入会率の推移】



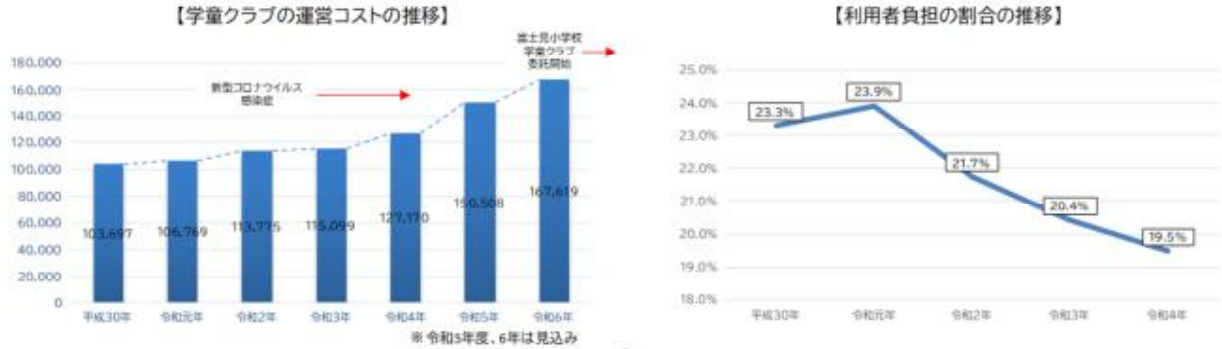
⑩羽村市における学童クラブのコスト状況

羽村市における学童クラブの運営コストは平成30年から比較すると、上昇傾向にあり、令和4年度では127,710千円となっております。過去最大規模となっております。

今後は学童クラブの運営委託や物価高騰、人件費の上昇の影響もあり、さらに運営経費の増加が見込まれます。令和5年度の見込みは約150,000千円、令和6年度の見込みは約167,000千円となっております。

育成料は4,000円で変わっていないことから、利用者負担の割合は下降傾向にあり、令和4年度は19.5%となっております。

国庫補助金、都補助金の補助基準額は上昇傾向にあります。運営経費は増大していくことから、市の負担が増加していくことが予想されます。



⑪検証の方向性

方向性①

利用者負担の適正化

- ①-1 応能負担の導入

現在の学童クラブについては、市民税所得割などで階層区分を設けず、一律の負担となっている。階層区分を設定し、所得に応じたきめ細やかな応能負担割合を導入する。
- ①-2 育成料の改定

学童クラブを運営するために必要な経費は増加傾向にあり、今後も増加することが想定される。継続的で質の高い学童クラブサービスを提供していくため、利用者の適正な負担を検証したうえで、育成料を改定する。

方向性②

当面の間、現在の育成料を据え置き

日本社会のトレンドとして、保育料、私立高校授業料、大学授業料の無償化など、少子化対策の観点から、子育て世帯の負担を軽減する方向性である。

学童クラブ育成料については、現在の月額4,000円を据え置き、現状と変わらない育成料とする。運営費は増加する方向であり、サービスの充実に合わせて育成料を見直す必要がある。

⑫検証の反映時期

区分		令和5年度												令和6年度											
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
子ども・子育て会議		2	3		4	5	6		1	2	3		4	5		6									
学童クラブ 育成料	諮問	★諮問																							
	育成料案の検討	←						●																	
	答申及び答申案の検討							←						★答申											
	市の方針決定							←						★決定											
	例規改正 ※必要に応じて																			←					
市民周知 ※必要に応じて																				←					

検証結果反映